

公園施設等における無人航空機の飛行の規制に関するガイドライン

平成27年9月3日策定

令和4年6月24日改正

1 背景等

無人航空機については、写真、映像の撮影や施設、設備の維持管理などの分野で利用が広がっている一方で、爆発物、毒劇物等を搭載した無人航空機による重要施設の損傷や搭載したカメラでの撮影によるプライバシーの侵害への懸念、無人航空機の頭上からの落下、接触による事故等の安全・安心面における課題もある。

そのため、無人航空機の飛行等については「航空法」及び「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」により規制され、無人航空機に搭載したカメラでの撮影によるプライバシーの侵害の防止については「「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン」が設けられたところである。

また、無人航空機の普及とともに増加している事故発生時の際の所有者把握のため、航空法が改正され、令和4年6月20日から重量が100g以上の無人航空機の登録が義務化された。

県としては平成27年当時において、緊急的な措置として、無人航空機の頭上からの落下、接触等による県民の生命、身体及び財産への被害防止について、早急に対応する必要があったことから、不特定多数の県民が利用する公園施設等における無人航空機の飛行の規制についての基本的なルールとして、このガイドラインを定めたものであるが、その必要性は航空法等による無人航空機の規制がなされた現在でも失われていないことから、航空法等の改正に併せて改正を行うものである。

2 無人航空機の飛行の規制

無人航空機の頭上からの落下、接触等による県民の生命、身体及び財産への被害防止のための措置として、不特定多数の県民が利用する公園施設等（当該施設の上空を含む。以下同じ。）において無人航空機の飛行を規制する。ただし、「6 無人航空機の多面的活用等への対応」及び「7 施設設置者等の行為」に該当する場合にあっては、この限りでない。

3 無人航空機の飛行を規制する公園施設等

無人航空機の飛行を規制する公園施設等は、次のとおり。

- (1) 公園施設
- (2) 港湾施設の一部（主に緑地、マリナーや客船のふ頭等として利用されている港湾施設の一部。対象施設等について公示を行う。）

4 飛行を規制する無人航空機

航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他の機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの

これにより、いわゆるドローン、マルチコプター、ラジコン飛行機、ラジコンヘリコプター

などの飛行が規制される。

5 無人航空機の飛行規制の対応

不特定多数の県民が利用する公園施設等において無人航空機を飛行させることを「他の利用者に迷惑をかける行為」として該当する条例で規制する。

当該条例の迷惑行為の禁止規定又は迷惑行為をしない旨の遵守規定に基づき当該施設において無人航空機の飛行を規制する。

なお、不特定多数の県民が集合するイベントについても、その会場となる施設に係る条例の規定に基づき無人航空機の飛行を同様に規制する。

また、警察が行う人命救助や災害時の対応など緊急性の高い目的の無人航空機の飛行は、「正当な理由」があるものとして規制対象とはならないと考えるのが相当であり、そもそも各施設の条例の「他の利用者に迷惑をかける行為」には該当しない。

6 無人航空機の多面的活用等への対応

無人航空機の様々な分野における活用、新たな産業創出の取組み等に応えるため、以下の場合は、「知事が特別の理由があると認めるもの」として、無人航空機の飛行を規制しないこととする。

- (1) 業務（報道目的を含む。）として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をする場合
- (2) 公園施設等の状況に応じた周囲の安全確認を条件として、飛行目的、態様からその飛行を認めるもの
 - ア 教育機関、研究機関、民間事業者が学術、研究、技術開発等のために飛行させる場合
 - イ 接触しても人及び物件の安全が損なわれるおそれが少ない超軽量のもの（重量が数百グラム程度以下のもの）を飛行させる場合
 - ウ 十分な強度を有する紐等（長さが30m以下のものに限る。）で係留し、飛行可能な範囲内への第三者の立入管理等の措置を講じて飛行させる場合

なお、(1)と(2)ウについては個別の条例で知事の許可が必要となる場合がある。また、(1)と(2)ア・ウについては、個別の条例で知事の許可が必要でない場合であっても、知事が特別の理由があると認める際に許可制と同等程度の手続を必要とすることとする。(2)イについては、定性的に定めて周知することとし、施設設置者等が確認することとする。

7 施設設置者等の行為

次のとおり施設設置者等の施設、設備の維持管理等の業務の一環として無人飛行機を飛行させる場合は、規制対象外とする。

- (1) 施設設置者（指定管理者を含む。）が施設、設備の点検のために飛行させる場合
- (2) 公園施設等内に民間事業者等が権原を有する施設、設備の点検のために飛行させる場合
- (3) 施設設置者（指定管理者を含む。）が施設、設備の災害対応のために飛行させる場合
- (4) 公園施設等内に民間事業者等が権原を有する施設、設備の災害対応のために飛行させる場合

8 過料の適用

公園施設等において、条例の規定に反し無人航空機を飛行させた場合は、原則として過料の対象とするものとする。

9 条例の対応

このガイドラインに定める事項に対応するため、「3 無人航空機の飛行を規制する公園施設等」に掲げる施設の条例の対応については、別表のとおりとする。

10 民間団体、市町村への情報提供

民間施設、市町村施設においても無人航空機の落下、接触等による県民の生命、身体及び財産への被害防止を図る観点から、このガイドラインを参酌し、所要の措置を講じることができるよう、民間団体、市町村に対し必要な情報提供に努めていくこととする。

11 公園施設等利用者への周知

対象となる公園施設等においては、看板の掲示、ホームページでの案内等を通じ、利用者への周知、協力依頼を行う。

12 無人航空機に関する国の規制等

無人航空機の飛行規制や無人航空機を利用して撮影した映像等のインターネット上の取扱い等については、次のとおり

- (1) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）

国会議事堂等の国の重要な施設及びその周囲おおむね300mの周辺地域の上空において、小型無人機等の飛行を規制するもの。警察庁が所管

- (2) 航空法（昭和27年法律第231号）

無人航空機の飛行に関し、航空機の航行や地上の人・物の安全を確保するため、無人航空機の飛行の禁止区域及び無人航空機の飛行の方法を定めるもの。航空法の一部を改正する法律（平成27年法律第67号）により追加された。国土交通省が所管

- (3) 「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに関するガイドライン（平成27年9月11日公表）

ドローンを利用して被撮影者の同意なしに映像等を撮影した場合、撮影した者が被撮影者に対してプライバシー侵害等として損害賠償責任を負うことになる蓋然性を低くするための取組みを例示するもの。総務省発表

なお、ドローンを利用して被撮影者の同意なしに映像等を撮影し、インターネット上で公開することは、民法（明治29年法律第89号）の不法行為による損害賠償責任を負うことや、人が通常衣服を着けないでいるような場所を撮影した場合は、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）、富山県迷惑行為等防止条例（昭和38年富山県条例第17号）の罪に該当することとなる。

13 ガイドラインの見直し

このガイドラインは、「2 無人航空機の飛行の規制」で記載したとおり、無人航空機の頭上からの落下、接触等による県民の生命、身体及び財産への被害防止のための措置として、不特定多数の県民が利用する公園施設等における無人航空機の飛行の規制の基本的なルールを定めたものである。今後、必要に応じて、このガイドラインの見直しを行うこととする。

別表

条例名	対象施設	条例の対応案
富山県立都市公園条例(昭和52年富山県条例第41号)	富岩運河環水公園、総合運動公園、県庁前公園、五福公園、岩瀬スポーツ公園、空港スポーツ緑地、常願寺川公園	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な利用との調整規定(第2条) ・無人航空機の飛行を規制する規定(第4条) ・過料規定(第20条)
富山県置県百年記念県民公園条例(昭和58年富山県条例第4号)	県民公園太閤山ランド、県民公園新港の森	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な利用との調整規定(第7条) ・無人航空機の飛行を規制する規定(第9条) ・過料規定(第22条)
	県民公園頼成の森、県民公園自然博物館、県民公園野鳥の園	
富山県利賀芸術公園条例(平成6年富山県条例第41号)	利賀芸術公園	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な利用との調整規定(第7条) ・遵守事項(第16条) ・過料規定(第20条)
富山県立自然公園条例(昭和46年富山県条例第4号)	有峰県立自然公園、白木水無県立自然公園、朝日県立自然公園、五箇山県立自然公園、医王山県立自然公園、僧ヶ岳県立自然公園	<ul style="list-style-type: none"> ・無人航空機の飛行を規制する規定(第28条) ・罰金規定(第52条)
富山県立山山麓 ^{ろく} 家族旅行村条例(昭和56年富山県条例第3号)	立山山麓 ^{ろく} 家族旅行村	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な利用との調整規定(第5条) ・遵守事項(第14条) ・過料規定(第18条)
富山県花総合センター条例(昭和62年富山県条例第4号)	花総合センター	<ul style="list-style-type: none"> ・遵守事項(第8条の2) ・過料規定(第13条)
富山県21世紀の森条例(昭和58年富山県条例第3号)	21世紀の森	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な利用との調整規定(第5条) ・無人航空機の飛行を規制する規定(第6条) ・過料規定(第16条)
富山県植物公園条例(平成5年富山県条例第54号)	中央植物園	<ul style="list-style-type: none"> ・遵守事項(第7条) ・過料規定(第17条)
富山県有峰森林文化村条例(平成14年富山県条例第39号)	有峰森林文化公園	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な利用との調整規定(第6条) ・無人航空機の飛行を規制する規定(第6条の2) ・過料規定(第20条)
富山県港湾管理条例(昭和37年富山県条例第35号)	伏木富山港の一部(海王丸パークほか)	<ul style="list-style-type: none"> ・知事が指定する港湾施設での無人航空機の飛行を規制する規定(第3条) ・過料規定(第30条)